

供給の代替性（まとめなおし）

2017-05-28 16:01 改訂

- 需要者からみて選択肢に入らない商品役務 β を供給する者が、需要者からみて選択肢に入る商品役務 α を短期間で供給できるようになる場合には、 α だけでなく β も含めて1個の市場とする考え方
 - （企業結合ガイドラインでは「需要者にとっての代替性」「供給者にとっての代替性」としているが、その後の事例では「需要の代替性」「供給の代替性」と呼んでいる。）
- 「通説」において、「供給者の範囲の画定」における柱の1つとされる
 - 2本柱A
 - 需要の代替性
 - 供給の代替性
 - 2本柱B
 - 商品役務の範囲
 - 地理的範囲
 - 認定の方法
 - SSNIP
 - （そもそも、「通説」には、「需要者の範囲の画定」と「供給者の範囲の画定」を分ける発想がないので（前者は無意識のうちにを行い、前者が決め手となる事例があれば位置付けなく紹介する）、以上が市場画定の全てであると解説するのが普通。ついでに言えば、SSNIPが市場画定の「領導原理」であるなどと紹介するのが普通。）
- 「供給の代替性」の考え方の存在意義
 - ① β を取り込むことで、 α で強い企業結合当事会社の市場シェアを低く見せ、企業結合審査をセーフハーバーで早く終わらせる
 - ② α だけではデータを取りにくいなどの場合に、 β を加えることでデータを取りやすくし（あるいは市場の数を減らし）企業結合審査を簡素化する
 - 例：「カップうどん」と「カップラーメン」をまとめて「カップ麺」
 - （「通説」は、EUガイドラインに書かれている、公取委企業結合ガイドラインに書かれている、という程度の紹介しかしないので、①②はあくまで想像。）
- 最近の流れ
 - 公取委が、平成26年度頃から、 α と β に供給の代替性があっても、「[α と β で]供給者の構成が一致しているわけではなく、供給者の市場シェアも品種ごとに相当程度異なっている」場合には、1個の市場にまとめない、と述べるようになった。（当事会社が α で強いなら α だけで市場画定して企業結合審査）
 - 上記①はあり得ないことになる
 - 平成26年度頃以後の公取委のような考え方は、市場画定を「プロセスとしての法的判断」の中間段階と位置付け、詳細判断は反競争性の段階で行うという流れに整合的。
 - → 上記②の事例だけが、「供給の代替性による市場画定」の対象となる

- 対策

- 「通説」の暗記はしておく
- 商品役務αと商品役務βとの間に供給の代替性があるような事例問題に遭遇したら、αとβのそれぞれの市場シェアに言及しているかどうかを見る
 - 言及していれば公取委の平成26年度頃以降の基準に照らす
 - 言及していないければ丸暗記を試す事例問題だと考えて1個の市場にまとめる
- 平成26年度頃以降の基準に照らしてαだけで市場画定した場合は、反競争性の判断の段階で、β供給者によるαへの「参入」（他のα供給者による牽制力）の問題として考慮要素に入れる。